

○伊佐市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

令和 年 月 日

(趣旨)

第1条 この告示は、伊佐市立図書館（以下「図書館」という。）が行う図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 雑誌スポンサー制度は、図書館が利用者へ提供する雑誌（以下「提供雑誌」という。）及びその雑誌を配架する書架（以下「雑誌架」という。）に広告を掲載する者（以下「雑誌スポンサー」という。）を募ることにより、新たな図書館資料を確保し、雑誌コーナーの充実を図るものとする。

2 雑誌スポンサーは、提供雑誌の購入代金として年度ごとに広告掲載料を支払うものとする。

3 図書館は、提供雑誌の最新号に広告等を掲載したカバー（以下「雑誌カバー」という。）を付して雑誌架に配架し、利用者の閲覧に供するものとする。

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者は、雑誌スポンサーになることができない。

- (1) 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制を受ける業種その他これに類するもの
- (3) ギャンブル（公営のものを除く。）に係るもの
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に係るもの
- (5) 金融商品取引業（ただし、国債及び地方債の取引に係るものを除く。）又は商品先物取引業に係るもの
- (6) 法律に定めがない医療類似行為を行う施設
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生・更正手続開始の申立てがあるもの
- (8) 市税及び使用料などの本市に対する債務を滞納しているもの並びに本市が定める指名停止等の措置を受けているもの

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はその構成員

(10) 前各号に定めるもののほか、社会問題を起こしている業種又は業者

2 雑誌スポンサーは、市内に事業所等を有する者とする。

（掲載基準）

第4条 広告内容が次の各号のいずれかに該当する場合は掲載しない。

(1) 人権侵害、名誉毀損又は各種差別的な表現をしているもの

(2) 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの

(3) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの及び他と比較して優良であると表現しているもの

(4) 氏名、写真、談話、商標、著作物等が無断で使用したもの

(5) 非科学的なもの、迷信に類するもの及び人を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの

(6) 誇大な表現をしているもの

(7) 射幸心を著しくあおる表現をしているもの

(8) 広告の目的や内容が不明確なもの

(9) 根拠のない表示、実績又は誤認を招くような表現をしているもの

(10) 商品、材料及び機材の売付けや資金集めを目的としている疑いのあるもの

(11) 容易さ及び安価さを強調する表現をしているもの

(12) 債権の取立て、示談の引受け等を表現しているもの

(13) 広告掲載等の内容に無関係で必然性のない裸体の写真及びイラストなど、性に関する表現をしているもの

(14) 暴力又は犯罪を肯定し、又は助長するような表現をしているもの

(15) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現をしているもの

(16) 20歳未満の者の喫煙、飲酒等を誘発し、又は助長するような表現をしているもの

(17) 世論が大きく分かれているもの

(18) 市があたかも推奨していると思われる表現をしているもの

(19) 市の業務に不利益を及ぼすおそれのあるもの

(20) その他不適切であると認められるもの

(掲載の規格)

第5条 雑誌カバーに掲載する広告の大きさは、カバー表面については雑誌スポンサーの名称を表示し、縦4センチメートル以内、横13センチメートル以内、地色は白色、文字は黒色とする。また、カバー裏面及び雑誌架については、カバーの縦横寸法未満とし、雑誌スポンサーが作成した片面印刷のものを使用する。

(掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、4月1日又は伊佐市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が掲載を決定し、広告掲載料の納付を確認した日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

- 2 雑誌スポンサーから、広告の掲載期間終了の2月前までに雑誌の提供中止届の提出がない場合は、掲載期間を自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

(雑誌スポンサーの募集)

第7条 雑誌スポンサーに応募しようとする者は、図書館が指定する雑誌の中から提供しようとする雑誌を選定し、伊佐市立図書館雑誌スポンサー申請書（様式第1号）に次の書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 掲示しようとする広告の図案及び原稿

(2) 雑誌スポンサーに応募しようとする者の概要が分かる書類

- 2 雑誌スポンサーに応募しようとする者が、図書館が指定する雑誌以外の雑誌の提供を希望する場合は、教育委員会が図書館資料として適当と認めたものに限り提供することができる。

(雑誌スポンサーの選定及び広告内容の審査)

第8条 教育委員会は、前条の申込みがあったとき、次条に規定する審査会において、雑誌スポンサーの選定及び広告内容の審査を行い、その採択又は不採択を決定するものとする。

- 2 教育委員会は、必要に応じて雑誌スポンサーに対し広告内容の修正等を依頼することができるものとし、雑誌スポンサーは、正当な理由がない限り、これに応じるものとする。

- 3 同一の雑誌に複数の応募があった場合は、先着順により決定を行うものとする。

(審査会)

第9条 前条第1項の審査を行うため、伊佐市立図書館雑誌スポンサー広告審査会（以下

「審査会」という。)を設置し、その事務局を社会教育課に置く。

- 2 審査会の委員長に教育総務課長、委員に社会教育課長、社会教育課社会教育係長、図書館係長、図書館担当者をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、社会教育課長がその職務を代行する。

(会議)

第10条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長が決する。
- 5 委員長が必要と認めたときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

(審査結果の通知等)

第11条 教育委員会は、前条の審査結果を受けたときは、速やかに伊佐市立図書館雑誌スポンサー決定（却下）通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

- 2 掲載が決定された雑誌スポンサーは、教育委員会に対し、前項の通知を受け取った後速やかに、誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

(支払方法)

第12条 雑誌スポンサーは、広告掲載料を教育委員会が定める日までに支払うものとする。

- 2 前項の支払は一括先払いとし、価格変動等により過不足が生じた場合は、納入業者と協議の上、遅滞なく精算するものとする。
- 3 振り込む場合の手数料は、雑誌スポンサーの負担とする。

(提供雑誌の休刊又は廃刊)

第13条 雑誌スポンサーは、提供雑誌が休刊又は廃刊になった場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えることができる。

(広告掲載の責務)

第14条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告内容等の変更)

第15条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供期間内に広告内容等を変更しようとするときは、広告内容等変更届（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定により変更届が提出されたときは、広告掲載の可否を審査

するため、審査会に諮らなければならない。

- 3 前項の審査結果を受けたときは、速やかに広告内容等変更承認決定通知書（様式第 5 号）により、雑誌スポンサーに通知するものとする。

（広告掲載の取消）

第16条 教育委員会は、雑誌スポンサーが、第 6 条又は次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消し、又は中止することができる。

- （1）市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- （2）申込書に、虚偽の内容があったとき。
- （3）倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。
- （4）雑誌提供中止届（様式第 6 号）により、スポンサーが雑誌の提供の中止を届け出たとき。

2 教育委員会は、市の都合により広告の掲載を継続することができなくなったときは、広告掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消し、又は中止することができる。

3 前 2 項の理由により広告掲載の取消しをした場合は、雑誌スポンサー取消通知書（様式第 7 号）により、雑誌スポンサーに通知するものとする。

4 広告掲載を取り消した場合、既に支払われた提供雑誌の購入代金は返還しないものとする。

（雑誌の所有権）

第17条 スポンサー誌は、市に帰属するものとする。

（雑則）

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。